

令和3年9月21日

各都道府県総務部長  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市総務局長  
（人事担当課扱い）  
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

（公印省略）

「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち  
令和4年1月1日施行予定の事項（休暇の新設・有給化関係）について

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関しては、本年8月10日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされているところです。また、当該措置のうち妊娠・出産・育児に係る休暇の新設・有給化に係る事項については令和4年1月1日施行予定とされているところ、現在、施行に向けて人事院において人事院規則の改正等の検討が進められているところです。

つきましては、国家公務員に係る措置の考え方について、本年8月10日に人事院が公表した「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の説明」の内容を抜粋し、別紙のとおり整理してお示しします。

地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他の勤務条件については、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められている（地方公務員法第24条第4項）ところです。各地方公共団体においては、国家公務員に係る措置の内容に留意のうえ、妊娠・出産・育児に係る休暇の新設・有給化に関する必要な検討を進めていただくようお願いします。

なお、人事院規則の改正等の内容につきましては、その内容が判明し次第、情報提供をする予定としております。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対しても御連絡いただくようお願いします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

(参考)

- 「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち令和4年1月1日施行予定の事項（休暇の新設・有給化関係）  
（「育児休業法の改正についての意見の申出のポイント」資料抜粋）
  - 1 （略）
  - 2 不妊治療のための休暇の新設
    - 原則年5日（頻繁な通院を要する場合は5日加算）、有給で新設（常勤職員・非常勤職員）
  - 3 （略）
  - 4 非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和、配偶者出産休暇等の新設等
    - ①～③ （略）
    - ④ 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
    - ⑤ 産前休暇・産後休暇の有給化
  - 5 （略）

(参考情報)

- 公務員人事管理に関する報告（人事院ホームページ）【参考1・2】  
[https://www.jinji.go.jp/kankoku/r3/r3\\_top.html](https://www.jinji.go.jp/kankoku/r3/r3_top.html)  
※「令和3年 人事院勧告」ページ内「別紙第3 公務員人事管理に関する報告」参照
- 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出（人事院ホームページ）【参考3～5】  
<https://www.jinji.go.jp/iken/moushide.html>
- 不妊治療と仕事の両立に関するアンケート調査（人事院ホームページ）  
<https://www.jinji.go.jp/kisya/2108/funinchiryoukekka.html>